

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、平成11年3月13日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間の賞与（19万8,544円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を19万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月5日
年金記録を確認したところ、平成17年12月に支給された賞与の記録が無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る賞与支給明細書において、申立人は、平成17年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録、事業主の回答及び事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険育児休業取得者確認通知書から、平成17年10月6日から18年8月9日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書における賞与額から、19万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

年金の記録を確認したところ、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、同社には平成6年4月から7年2月末日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、株式会社Aに平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成7年1月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本

によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aは、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和48年6月28日から49年6月25日までについて、事業主は、申立人が48年6月28日に厚生年金保険の資格を取得し、かつ、49年6月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月1日から49年7月17日まで
② 昭和49年12月31日から51年4月21日まで
③ 昭和55年4月3日から61年4月1日まで
④ 昭和63年1月4日から同年11月16日まで
⑤ 昭和63年11月16日から平成3年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の各事業所において、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①及び②は、B株式会社（以下「申立事業所」という。）に昭和48年6月1日から51年4月21日まで、申立期間③は、有限会社Cに、申立期間④は有限会社Dに、申立期間⑤は株式会社Eに勤務していた。

申立事業所に勤務していた申立期間②の一部は、F株式会社及び株式会社Gの厚生年金保険被保険者記録とされているが、F株式会社には勤務しておらず、株式会社Gに勤務したのは、昭和53年12月以降である。また、当該期間中に国民年金の納付記録もあるが、国民年金に加入したのは自営業を始めた54年1月からである。調査の上、これらの期間を訂正し、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に申立事業所に勤務していたと主張しているが、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立事業所は昭和49年7月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、事業所名の記録は無いものの、事業所コードによりH県I市の事業所において、昭和48年6月28日から49年6月25日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人は、申立期間①のうち48年6月28日から49年6月25日までについては、I市に所在した事業所に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、I市に所在した株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、昭和48年6月28日に厚生年金保険の資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった49年6月25日より後の同年7月5日付けで、申立人の被保険者資格が取得時に遡って取消処理されていることが確認できる。

また、上記被保険者原票において、申立人と同日付けで被保険者資格が取得時に遡って取消処理が行われている者が23人確認できる上、そのうちの一人は、昭和48年10月19日付けで配偶者分娩費及び育児手当金の支給決定がされているが、当該支給決定の取消処理は確認できない。

さらに、同僚の一人は、「自分は、株式会社Aに入社したが勤務地はJ市にあった。厚生年金保険被保険者証は同社において受け取った。H県にはJ市の申立事業所の本社があったと記憶している。仕事が間に合わなかった折にI市に出張して仕事をしたことがある。当時、申立人は、上司であった。」と供述している。

加えて、別の同僚は、「会社名は覚えていないが、H県の本社から給与が支払われた記憶がある。H県に出張して仕事をしたこともあった。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和49年7月5日付けで行われた被保険者資格の取消処理に合理的な理由は見当たらないことから、株式会社Aにおける申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は48年6月28日であり、資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった49年6月25日であると認められる。

なお、昭和48年6月から49年5月までの標準報酬月額は、株式会社Aに係る被保険者原票の資格取得の取消前の記録から、8万6,000円と

することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、昭和 48 年 6 月 1 日から同年 6 月 28 日までの期間及び 49 年 6 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間については、申立事業所の元事業主は既に故人となっている上、株式会社 A の元事業主及び役員は所在が不明のため照会できず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立事業所は、昭和 49 年 12 月 31 日に適用事業所ではなくなっていることから、厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が無い。

さらに、申立事業所の複数の同僚は、「申立事業所は、何回か名称が変わったことがあり、昭和 49 年 12 月に会社が倒産するまで継続して勤務していたが、社会保険料が控除されなかった期間もあった。」旨の供述をしており、同僚から当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となる前から、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる具体的な供述は得られなかった。

- 3 申立期間②について、申立人は、申立事業所には、昭和 51 年 4 月 21 日まで勤務していたと主張しているが、申立期間②は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 49 年 12 月 31 日以降の期間である上、元事業主は既に故人となっているため、厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が得られない。

また、申立事業所に係る被保険者原票から、申立人の被保険者資格の喪失は昭和 50 年 1 月 16 日に処理されており、健康保険被保険者証も同時に返納されていることが確認できる。

さらに、同僚の一人は、「申立事業所は昭和 49 年 12 月に倒産し、その後、新しく設立された F 株式会社において厚生年金保険に加入（昭和 50 年 5 月 1 日新規適用）するまでは、国民年金に加入していた。」と供述している上、別の複数の同僚は、「申立事業所の倒産後、F 株式会社が新しく立ち上がったが、申立人とは両社で一緒に勤務していた。厚生年金保険料が給与から控除されなかった期間もあった。」と回答している。

一方、申立人が勤務していないと主張している F 株式会社については、同社に係る被保険者原票から、同社の新規適用時に、申立事業所において厚生年金保険を資格喪失した申立人を含む 11 人が資格取得していることが確認できる。

また、上記被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が昭和 35 年 4 月 1 日の資格取得時に付番された番号と同

一であること、及び申立人の健康保険被扶養者の氏名も記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が勤務した時期は昭和 53 年 12 月以降であると主張しているところ、株式会社Gの事業主から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、同社に 51 年 1 月 5 日に入社し、同年 1 月 24 日に離職したことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日（雇用保険の離職日の翌日）と一致する。

加えて、申立人は、国民年金には昭和 54 年 1 月から加入したので、50 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料の納付記録は誤りであると主張しているが、オンライン記録によれば、同年 5 月 31 日の国民年金の資格取得時に、申立人の国民年金被保険者手帳記号番号は、申立人の妻と連続して付番され、妻についても申立人と同様に同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料が現年度に納付されていることが確認できる。

- 4 申立期間③について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、有限会社Cの元役員及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Cは、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、現在の事業主は、「当時は、元事業主が全てを行っていたので、申立人の厚生年金保険のことについては分からないが、自分も、役員であった親族も厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と回答している。

さらに、当時の同僚は、「有限会社Cは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、自分は国民年金に加入し保険料を納付していた。」と供述しており、オンライン記録において、当該同僚の供述どおり国民年金保険料の納付記録が確認できる上、厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間④について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、有限会社Dの元事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、有限会社Dは、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、有限会社Dの元事業主は、「申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。したがって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。自分は、申立期間当時は国民年金に加入し保険料を納めていた。」と供述している。

- 6 申立期間⑤について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できないが、株式会社Eの元事業主及び同僚の供述から、申立人は、申立期間⑤において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Eの元事業主は、「同社が、厚生年金保険の適用事業所となった平成3年10月1日以前は、厚生年金保険料の控除はしていない。厚生年金保険の加入前は、自分は、国民年金に加入し保険料を納めていた。申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は、自分の記録と同じであるはずである。」と供述している。

また、平成2年7月に入社したとしている同僚は、「入社時に、社長から会社は、社会保険に加入していない旨の説明があった。保険料は、社会保険に加入してから控除された。」と回答している。

さらに、平成2年4月に入社したとしている同僚は、「社会保険に加入した際に、社長から今後は会社から社会保険料を支払う旨の説明があった。」と回答している。

- 7 このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和48年6月1日から同年6月28日まで、49年6月25日から同年7月17日まで及び申立期間②から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年9月1日から49年6月25日までについて、事業主は、申立人が48年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、49年6月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月1日から49年7月17日まで
年金記録を確認したところ、申立期間が被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間はB市のC株式会社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、健康保険証も持っていたし、社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたと主張しているが、申立事業所に係る事業所名簿によると、申立事業所は昭和49年7月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、事業所名の記録は無いものの、事業所コードによりD県E市の事業所において、昭和48年9月1日から49年6月25日まで、雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人は、E市に所在した事業所に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、E市に所在した株式会社Aに係る健康保険厚生年金

保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 49 年 6 月 25 日より後の同年 7 月 5 日付けで、申立人の被保険者資格が取得時に遡って取消処理されていることが確認できる。

また、上記被保険者原票において、申立人と同日付けで被保険者資格が取得時に遡って取消処理が行われている者が 23 人確認できる上、そのうちの一人は、昭和 48 年 10 月 19 日付けで配偶者分娩費及び育児手当金の支給決定がされているが、当該支給決定の取消処理は確認できない。

さらに、同僚の一人は、「自分は、株式会社 A に入社したが勤務地は B 市にあった。厚生年金保険被保険者証も、同社において受け取った。D 県には B 市の申立事業所の本社があったと記憶している。仕事が間に合わなかった折に E 市に出張して仕事をしたことがある。」と供述している。

加えて、別の同僚は、「会社名は覚えていないが、D 県の本社から給与が支払われた記憶がある。D 県に出張して仕事をしたこともあった。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 49 年 7 月 5 日付けで行われた被保険者資格の取消処理に合理的な理由は見当たらないことから、株式会社 A における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は 48 年 9 月 1 日であり、かつ、資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 49 年 6 月 25 日であると認められる。

なお、昭和 48 年 9 月から 49 年 5 月までの標準報酬月額は、株式会社 A に係る被保険者原票の資格取得の取消前における記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 48 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 49 年 6 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間については、申立事業所の元事業主は既に故人となっている上、株式会社 A の元事業主及び役員の所在が不明なため照会ができず、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立事業所は、昭和 49 年 12 月 31 日に適用事業所ではなくなっていることから厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料が無い。

さらに、申立事業所の複数の同僚は、「申立事業所は、何回か名称が変わったことがあり、昭和 49 年 12 月に会社が倒産するまで継続して勤

務していたが、社会保険料の控除がされなかった期間もあった。」旨の供述をしており、同僚から申立事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となる前から、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる具体的な供述が得られなかった。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を申立期間①は24万6,000円、申立期間②は4万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年3月15日

年金記録を確認したところ、A事業所において申立期間に支払われた賞与の記録が欠落していることが分かった。申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A事業所が申立人に係る賞与支払届に添付した給与台帳から、申立人は、当該期間に賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 24 万 6,000 円、申立期間②は 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 9 月 11 日に、事業主が申立期間①及び②の賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 29 日から 45 年 10 月 31 日まで
A事業所を退職後、B区Cにあった株式会社Dに入社した。年金事務所の記録では同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当時結婚していた夫も一緒に働いていた。勤務していたことは専務や同僚が証言してくれると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人が氏名を記憶していた複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Dは、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、事業主は、「株式会社Dは厚生年金保険の適用事業所ではなかった。そのため、自分たち夫婦は国民年金に加入し保険料を納めていた。B区Cで業務を行っていた申立期間当時の経営は順調であった。厚生年金保険の届出をしていないにもかかわらず、従業員の給与から保険料を控除するようなことは考えられない。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚にも申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7258 (事案 3830 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月31日から同年2月1日まで
② 平成9年2月1日から11年3月31日まで

年金事務所から連絡があり、株式会社A（平成9年7月*日に株式会社Bに社名変更）の元同僚が自分と同じ申立内容であっせんされたため、再度第三者委員会に申立てをするように文書で勧められた。新たな事実や証言は無いが、保険料が給与から控除されていたので、株式会社Aに係る申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、申立人から提出された株式会社Bの平成9年度源泉徴収票から、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことは推認できるものの、申立人は、当該期間に係る資格取得及び資格喪失の処理日（平成10年1月14日）において、取締役であり、複数の同僚から「総務、経理の担当役員であった。」との供述がある上、申立人自身もそのことを認めていることから、当該申立期間について、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできないとする当委員会の決定に基づき、既に平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料が控除されているならば、その額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立人は、「当時は経営状況が悪化し、社会保険料の滞納があった。当該標準報酬月額の訂正処理については知っていた。部下から報告を受け、やむなく同意した。」と前回の申立てにおける供述を繰り返しており、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当することから、今回の申立人の主張は、新たな事実及び証言等は無いことを考え合わせると、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは考え難い。

2 申立期間②について、オンライン記録から、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年3月31日より後の同年4月2日付けで、申立人の標準報酬月額が遡って59万円から9万2,000円に引き下げられたことが確認できるものの、申立人は申立期間当時、同社の取締役である上、同僚は「総務担当役員だった。」と供述をしており、申立人も「当時は総務担当の役員であり、標準報酬月額の訂正について、部下から報告を受けやむなく同意した。」等の供述をしていることから、当該期間について、申立人は、標準報酬月額の減額訂正処理について職務上関与していたと考えられ、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして厚生年金保険法に基づく記録訂正の対象とすることはできないとする当委員会の決定に基づき、既に22年8月4日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「社会保険事務所（当時）から標準報酬月額の遡及訂正についての強い指導があったこと、及び事業主がその指示に従い役員の標準報酬月額を遡及して減額訂正するよう命令したことに納得がいかない。また、年金事務所から文書で申立てを勧められたので再申立てをした。」と主張しているところ、申立期間②当時の事業主は、「社会保険については、担当係があり、個々のことは記憶に無い。」と供述しており、日本年金機構では、「当時の滞納処分票等の資料は何も残っていない。年金事務所から申立人に対し、株式会社Bにおいて、標準報酬月額が遡及訂正された同僚の記録が回復された事実について文書で連絡し、申立ての希望を聞いた。」と回答している。

また、当時の社会保険の手続について申立人は、「一定の権限を持っていた。」と供述しており、申立人が当該遡及訂正処理について職務上関与していなかったとは考え難い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。